

「京都市納税お知らせセンター業務委託」に関する 公募型プロポーザル実施要領

1 適用

本要領は、京都市納税お知らせセンター業務（納付が遅れている納税者への電話による市税自主納付の呼び掛け等業務）を民間事業者に業務委託するため、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）方式によって選定する手続について定めるものです。

2 委託事業の概要

- (1) 名 称 京都市納税お知らせセンター業務
- (2) 委託事業の内容 （別紙1）「京都市納税お知らせセンター業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和4年11月30日まで
契約締結日から業務開始日までの期間については、準備期間とする。
なお、業務開始日については、別途市が指定する。
- (4) 上限金額 契約期間における上限金額：18,000千円（税込）

3 参加資格

プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とします。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であり、かつ公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていない者又は、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者。
- (2) 個人情報の取扱について適切な保護措置を講じており、プライバシーマークを取得後、2年以上経過し、現在も継続して保有していること。
- (3) 過去3年度（平成31年度～令和3年度）に、国又は地方自治体から類似業務の実績等があり、円滑に実施した実績を有すること。

4 質問の受付及び回答

プロポーザルに関して質問がある場合は、メールアドレス宛に、「京都市納税お知らせセンター業務委託プロポーザルの質問」と件名を記入したうえで、電子メールで提出してください。電話での質問は一切受け付けません。

- (1) 受付期間
令和4年4月28日（木）から同年5月12日（木）正午まで
- (2) 質問の回答
質問内容及び回答内容を取りまとめたうえで、令和4年5月16日（月）中に電子メールで送信するとともに、HPで公開します。

5 企画提案書等の提出

- (1) 提出物
プロポーザルの参加を希望する者は、以下の書面を郵送（簡易書留郵便に限る。）により提出してください。
ア 企画提案書 13部

企画提案書は、(別紙2)「**京都市納税お知らせセンター業務委託**」に関するプロポーザル**企画提案書等作成要領**」に基づき作成してください。

イ (様式1)「**業務実績申告書**」

過去3年度(平成31年度～令和3年度)における国又は地方自治体での類似業務の実績について、一契約ごとに業務名、従事人数及び日数等を具体的に明記のうえ1部を提出してください。なお、申告内容については、必要に応じて京都市から発注元の国又は地方自治体に確認する場合があります。

ウ その他

(ア) プライバシーマークを取得し2年以上経過していることが分かる書類(許諾証の写し等)
1部

(イ) 会社概要が分かる書類(パンフレット等)
1部

(2) 提出場所

「10 問合せ先及び関係書類の提出先」参照

(3) 提出期限

令和4年5月19日(木)午後5時まで ※提出期限必着

(4) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されていない場合

(1)に掲げる書類とともに、次に掲げる書類を併せて提出してください。ア、イ、ウ、オについては、3箇月以内に発行されたものとし、ア～キ全ての書類について原本(コピー不可)を各1部提出してください。提出期限は(1)に掲げる書類の提出期限と同日とします。

ア 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本

イ 印鑑証明書

ウ 納税証明書(法人税又は所得税と、消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書)

エ (様式2)「**調査同意書(京都市税)**」

オ 水道料金・下水道使用料納付証明書

※京都市内にある本店、支店、営業所又は事務所分のすべて。

カ (様式3)「**使用印鑑届**」又は(様式4)「**委任状兼使用印鑑届**」

キ (様式5)「**京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に指定する暴力団密接関係者に該当しないことの誓約書**」

6 選定方法

(1) 選定方法

選定は、「京都市納税お知らせセンター業務受託候補者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)が行います。選定にあたっては、(別表)「**京都市納税お知らせセンター業務委託**」提案に係る**評価基準**」に掲げる評価項目について、企画提案書等の提出書類の審査により参加者の事業実施能力を総合的に評価し、最低制限の評価点(配点合計140点のうち84点)の基準を上回った者のうち、最も評価点が高い提案を行った者を受託候補者として決定します。

また、参加者が一者のみであっても、プロポーザルが成立することとします。

なお、受託候補者に選定された者が、辞退等により京都市と業務委託契約ができない場合は、次点者を受託候補者とします。

(2) 選定対象外となる場合

次に掲げる場合に該当するときは、選定対象外となり、電子メール及び書面により、その旨

を通知します。

ア 「3 参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合

イ 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合

ウ (別紙3)「京都市納税お知らせセンター業務委託」に関するプロポーザル企画提案書目次」に示されている各記載項目の全部又は一部が記載されていない場合

エ 虚偽の内容が記載されている場合

オ 上限金額を超過した見積価格が提示されている場合

(3) 選定結果の通知

選定結果については、令和4年5月27日(金)、提案者全員に、電子メールにより通知します。また、京都市市税事務所納税室収納対策担当のホームページ上で参加した事業者と評価点を公表します。

7 委託契約

選定された受託候補者は、企画提案書等に基づき、具体的な事業内容等について京都市と協議し、京都市と合意に達した場合に限り、委託契約を行うものとします。

8 スケジュール

日時	内容
令和4年5月12日(木) 正午	質問受付期限
令和4年5月16日(月)	質問回答予定
令和4年5月19日(木) 午後5時まで	企画提案書等提出期限
令和4年5月20日(金)～同月25日(水)	電子メールによる質疑応答
令和4年5月27日(金)	選定結果通知
令和4年6月上旬(予定)	委託契約締結

9 その他

- (1) すべての提出書類の作成及び提出に関する費用は、書類提出者の負担とします。
- (2) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 企画提案書等の提出期限後の差替え及び再提出は、一切受け付けません。
- (4) 提出された書類等の返却は行いません。
- (5) (別紙1)「京都市納税お知らせセンター業務委託仕様書」及び(別紙2)「京都市納税お知らせセンター業務委託」に関するプロポーザル企画提案書等作成要領」は、京都市市税事務所納税室収納対策担当のホームページ上からダウンロードできます。

10 問合せ先及び関係書類の提出先

〒604-8790

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎1階

行財政局市税事務所納税室 収納対策担当

メールアドレス：shunoutaisaku@city.kyoto.lg.jp